十二～二十四　（略）
二十五　夏秋ピーマン

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
北信	長野県長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡
（略）	（略）

二十六　（略）
二十七　ほうれんそう

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

二十八～三十　（略）

十二～二十四　（略）
二十五　夏秋ピーマン

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
長水	長野県長野市、中野市、飯山市、下高井郡木島平村及び野沢温泉村、上水内郡並びに下水内郡
（略）	（略）

二十六　（略）
二十七　ほうれんそう

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
黒川	宮城県富谷市及び黒川郡
（略）	（略）

二十八～三十　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第百九十四号秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画及び八郎潟都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十一年二月二十六日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第七十九号大曲都市計画及び仙北都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道（大曲処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十七年一月二十二日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第六百六十一号横手都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道（横手処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十八年三月十七日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第百七十七号大館都市計画下水道事業米代川流域下水道（大館処理区）
三　事業施行期間　自昭和六十二年二月六日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第二千三百三十五号鹿角都市計画及び小坂都市計画下水道事業米代川流域下水道（鹿角処理区）
三　事業施行期間　自昭和六十三年十二月八日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし